

鳥取市犬及び猫のボランティア譲渡実施要領

1 趣旨

この要領は、市が収容し、又は引き取った犬又は猫の生存の機会をできる限り拡大するとともに、動物の適正飼養を推進することを目的として、新しい飼い主を探す取り組みにボランティアとして協力できる団体又は個人へ譲渡するために必要な事項を定める。

2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 譲渡ボランティア 市の実施する譲渡事業に協力し、新しい飼い主探しを非営利の活動として行う団体又は個人であって、別表2に掲げる譲渡ボランティア基準に適合し、5の(1)の登録を受けたものをいう。
- (2) ボランティア譲渡動物 市が収容し、又は引き取った犬及び猫のうち、別表1に掲げる動物で、譲渡ボランティアに譲渡した動物をいう。

3 譲渡の申込み及び承認

- (1) 保健所長は、譲渡ボランティアに譲渡可能な犬及び猫についての情報を提供する。
- (2) 譲渡ボランティアは、譲渡を希望する毎に、犬・猫等譲受申出書（鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成29年鳥取市規則第66号）様式第4号）に別紙（ボランティア譲渡用）を添付して、保健所長に提出する。
- (3) 保健所長は、申出書の提出があった場合は、当該動物の飼養管理に必要な事項を伝え、譲渡ボランティアの団体代表者、責任者（団体所在地又は代表者居住地が鳥取県外の場合に、本市の譲渡事業に対して責任を有する県内居住者をいう。）又は譲渡ボランティア個人にボランティア譲渡動物の引渡しを行う。なお、団体の場合にあつては、代表者又は責任者が引渡しを受けることができない場合は、事前に連絡のうえ、当該動物を飼養する一時飼養会員（当該団体に所属し新しい飼い主が決まるまで動物を飼養する会員をいう。）がボランティア譲渡動物の引渡しを受けることができる。
- (4) 保健所長は、別紙（ボランティア譲渡用）の写し及び収容中に行った獣医療に係る情報を、譲渡ボランティアに交付する。

4 要ケア動物の飼養預託及び引渡し

- (1) 保健所長は、別表1及び鳥取市犬及び猫の終生飼養者譲渡実施要領別表1に規定する要ケア動物の飼養管理を譲渡ボランティアに一時的に預託することができる。なお、預託期間は1ヶ月程度とする。
- (2) 保健所長は、要ケア動物を預託する際は、飼養預託依頼書（様式1）を譲渡ボランティアに交付する。
- (3) 3(3)の規定は、依頼書の交付をした場合にこれを準用する。なお、引渡しの際には、必要に応じて1頭につき粉ミルク缶1缶、離乳食缶1缶、ペットフード（2kg入）1袋、ペットシーツ60枚を支給するものとする。

5 譲渡ボランティアに関する事項

(1) 譲渡ボランティアの登録

ア 登録を受けようとする団体又は個人（以下「申請者」という。）は、譲渡ボランティア登録申請書（様式2）、一時飼養場所票（様式3）及び誓約書（様式4）に別表3に掲げる添付書類を添えて、保健所長に申請するものとする。

イ 保健所長は、第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成25年4月25日環境省告示第47号）第3条の基準に準じているかどうか、必要に応じて現地調査を行う。

ウ 保健所長は、審査の結果、基準に適合すると認めた場合は、譲渡ボランティア名簿に登録し、譲渡ボランティア登録証（様式5）を交付する。基準に適合しない場合は、登録は行わないものとし、その旨を申請者に通知する。

(2) 譲渡ボランティアの遵守事項

ア 登録を受けた譲渡ボランティアは、別表4の譲渡ボランティアの遵守事項を遵守しなければならない。

イ 保健所長は、譲渡ボランティアから別表4に基づく書類の提出があったときは、譲渡ボランティアの基準を満たしているかの確認を行う。確認に当たって一時飼養場所（新しい飼い主が決まるまでにボランティア譲渡動物を飼養する所をいう。）等の調査が必要な場合には、登録時の手続に準じて調査を行う。また、譲渡ボランティア登録証の内容に変更があった場合は、登録証の書換交付を行う。

(3) 譲渡ボランティアに対する措置

ア 保健所長は、必要に応じ、譲渡ボランティアに聞き取り、立入調査・指導を行うことができる。

イ 保健所長は、譲渡ボランティアが次の事項に該当するときは、登録を取消す、又はボランティア譲渡動物の引渡を中止するとともに、その理由を明示して、その旨を当該譲渡ボランティアに通知する。

(ア) 譲渡ボランティアの基準に適合しないと認めたとき

(イ) 不正な手段により譲渡ボランティアの登録又は動物の譲渡を受けたとき

(ウ) 譲渡ボランティアの遵守事項を遵守していないことが明らかであり、適正な譲渡事業の確保を図るため必要があると認められるとき。

ウ 保健所長は、ボランティアの登録を取消した場合には、必要に応じて新しい飼い主に譲渡していないボランティア譲渡動物の返還を求める。

6 事前の講習

保健所長は、動物の適正飼養のため、譲渡ボランティアが団体の場合にあつては代表者、役員、責任者及び一時飼養会員、個人の場合にあつてはその者に、関連法規、動物由来感染症、飼い方等に関する講習を行う。なお、一時飼養会員には、代表者又は責任者による実施に代えることができる。

7 その他

この要領に定めるもののほか、犬及び猫のボランティア譲渡実施に関し必要な事項は、健康

こども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要領の施行の日において現に鳥取県犬及び猫のボランティア譲渡実施要領（平成28年1月1日施行）の規定により譲渡ボランティアの登録を受けている譲渡団体に対する登録及び登録証の交付について、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

別表1 ボランティア譲渡動物

ボランティア譲渡動物は、以下の基準を満たすものを市が選定する。選定に当たっては、必要に応じて観察期間や順応期間を設ける。

なお、以下の基準には該当しない点があるが、家庭動物として、飼養技術を持つものや譲渡ボランティア等が飼養することにより、問題が改善する可能性があるとして保健所長が判断するもの又は当該動物の特性を踏まえた適切な飼養がなされると保健所長が認めたもの（以下「要ケア動物」という。）も選定の対象とする。

- 1 観察により健康であると認められるもの
- 2 離乳前若しくは著しく高齢でないもの
- 3 社交性、支配性、警戒心等を観察した結果、人及び社会に順応性があるもの
- 4 攻撃性がないもの
- 5 犬にあっては極端な無駄吠えをしないもの

別表2 譲渡ボランティア基準

- 1 市の譲渡事業に協力し、新しい飼い主探しを非営利活動として行う団体又は個人であること。
- 2 団体の場合にあつては、動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした規約を持って活動を行う団体であること。個人の場合にあつては、同様の趣意をもって活動を行う者であること。
- 3 活動実績及び活動趣意が市の実施する譲渡事業の目的に沿っていること。
- 4 団体の場合にあつては、譲渡事業全ての任にあたる成人の代表者がいること。なお、団体所在地又は代表者の居住地が県外の場合は、県内居住の成人会員を本市の譲渡事業の責任者として選任し、連絡窓口となる活動拠点を県内に有していること。個人の場合にあつては、県内に居住する成人であること。
- 5 団体の場合は、団体の代表者、役員、責任者及び一時飼養会員、個人の場合はその者が、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法、その他関係法令（以下「法令等」という。）及び本要領に関して次の事項のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 法令等に違反している者
 - (2) 過去に法令等に基づく処分があった場合は、処分のあった日から2年を経過していない者
 - (3) 過去に法令等に基づく罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - (4) 過去に本要領及び鳥取県犬及び猫のボランティア譲渡実施要領に基づくボランティア譲渡動物の引渡停止があった場合は、その原因についての改善の確認ができていない者
 - (5) 過去に本要領及び鳥取県犬及び猫のボランティア譲渡実施要領に基づく譲渡ボランティアの登録の取消があった場合は、その原因についての改善の確認ができた日から2年を経過していない者

- 6 一時飼養場所は、第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 25 年 4 月 25 日環境省告示第 47 号）の第 3 条「飼養施設及びそれに備える設備の構造及び規模」の基準に準ずること。
- 7 一時飼養場所が集合住宅又は借家の場合、動物の飼養が承認されていることが、規約・賃貸契約書の写し等の提出により確認できること。
- 8 一時飼養場所が、これまでに周辺地域から動物の飼養が原因による苦情等が出ていないこと、又は苦情の原因が改善されていること。
- 9 誓約書（様式 4）の内容を理解し、遵守できること。
- 10 譲渡ボランティアの遵守事項（別表 4）の内容を理解し、遵守できること。
- 11 市が実施する指導及び調査に協力できること。
- 12 上記のほか、市が必要と認める要件を満たしていること。

別表 3 譲渡ボランティアの登録申請書類の添付書類

- 1 団体の場合は規約、会則等（参考様式 1）、個人の場合は活動趣意書
- 2 動物の愛護及び管理に関して活動実績がある場合は、その活動実績
- 3 団体の場合は代表者、責任者及び役員名簿（氏名及び住所）
- 4 譲渡ボランティア基準（別表 2）の 5 に該当しないことを示す書類（参考様式 2-1 又は 2-2）
- 5 一時飼養場所が借家又は集合住宅の場合は、動物の飼養が承認されていることを示す書類
- 6 申請者（団体の場合は代表者）の本人確認が出来る書類（運転免許証、健康保険証など）

別表 4 譲渡ボランティアの遵守事項

<p>譲渡ボランティア及び譲渡並びに飼養預託に関する連絡、報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 犬を譲り受けた場合において、狂犬病予防法に基づき譲り受けた日から 30 日（子犬の場合は、推定年齢で生後 90 日を経過した日から 30 日）を超えて一時飼養するときは、犬の登録及び狂犬病予防注射及び同済票の交付を実施すること。 2 新しい飼い主に譲渡した時は、譲渡連絡票（様式 6）を提出すること。又、犬を譲渡した場合は、狂犬病予防法に基づく犬の所有者の変更手続き（一時飼養中に 1 の措置を行わなかった時は犬の登録及び狂犬病予防注射接種）を新しい飼い主が行ったことを確認して、それらの番号を連絡すること。 3 要ケア動物の飼養預託が終了した時は、保健所に返還するとともに、飼養状況報告書（様式 7）を提出すること。 4 所在地や代表者・責任者の変更、一時飼養会員の追加又は削除、飼養頭数の変更等、登録した内容に変更があったときあるいは活動を休止したときは、速やかに登録内容変更（活動休止）届出書（様式 8）を提出すること。活動を休止した場合は、譲渡ボランティア登録証を返
-------------------------------------	--

	<p>却すること。</p> <p>5 毎年5月末日までに、前年度分の活動報告書（様式9）を提出すること。</p> <p>6 上記2から5については、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで生活安全課に提出すること。</p> <p>7 上記1から6に定めるほか市が求める譲渡事業等に関する文書を提出すること。</p>
<p>一時飼養</p>	<p>1 各一時飼養場所のボランティア譲渡動物の飼養頭数は1頭とする。ただし、次の場合は、飼養可能とする。なお、闘争防止のため、原則として一時飼養するボランティア譲渡動物の頭数分のケージ等（動物の飼養又は保管のために飼養するおり、かご等の設備）が必要である。</p> <p>(1) 動物間における感染性の疾病のまん延及び闘争の発生を防止できる等適正に動物を飼養することができ、かつ、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施している場合</p> <p>(2) 動物が幼齢であり、健全な育成及び社会化を推進するため等、共に飼養することが妥当であると認められる場合</p> <p>(3) 飼養する動物の頭数に応じて、飼養に携わる者が適切にいる場合</p> <p>2 代表者又は責任者は、各一時飼養場所での飼養可能頭数を超えないように管理すること。</p> <p>3 ボランティア譲渡動物と同種類の動物を現に飼養している場合は、ボランティア譲渡動物が健康であることを確認するまでの間、現に飼養している動物と接触させないこと。</p> <p>4 定期的に清掃・消毒等を行うなどして一時飼養場所を適切に管理し、かつ、動物を適正に飼養して、多頭飼育等で周辺地域の住民の生活環境が損なわれる事態が生じるなど、苦情の原因にならないようにすること。</p> <p>なお、動物の飼養に起因して、住民から苦情があった場合は、適切に対応するとともに、速やかに改善を図ること。</p> <p>5 一時飼養中にボランティア譲渡動物が逸走した場合は、収容に努めるとともに、速やかに保健所に連絡すること。</p> <p>6 飼養預託された要ケア動物に疾病や負傷等が起こり、動物病院の受診が必要と思われる場合は、速やかに保健所に連絡し、その指示を受けること。また、死亡した場合も、速やかに保健所に連絡し、返還すること。</p> <p>7 犬の一時飼養を受けた場合は、狂犬病予防法に基づき譲り受けた日から30日（子犬の場合は、推定年齢で生後90日を経過した日から30日）を超えて飼養する場合は犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。犬の登録及び狂犬病予防注射が実施済である場合は、所有者の変更を行うこと。</p> <p>8 猫の場合は、室内飼養すること。</p>

	<p>9 ボランティア譲渡動物を飼養することが困難となった場合は、保健所へ連絡すること。</p>
<p>新しい飼い主への譲渡</p>	<p>1 終生飼養・適正飼養をする新しい飼い主以外への譲渡は行わないこと。</p> <p>2 新しい飼い主に対して関連法規、動物由来感染症、飼い方等に関する指導を行うこと。また、終生飼養、所有明示、繁殖制限措置について指導すること。</p> <p>3 犬の譲渡の場合、犬の登録及び毎年狂犬病予防注射を行うよう指導すること。また、譲渡ボランティアでの飼養中に犬の登録を行った場合は、新しい飼い主に所有者の変更の届出を行うよう指導すること。</p> <p>4 猫については室内飼養を指導すること。</p> <p>5 新しい飼い主に対し、譲渡に関して市に連絡すること及び市からの調査等に対し協力することについての承諾を得ること。</p> <p>6 必要に応じて、新しい飼い主での飼養状況等について確認し、動物の適正飼養に関する情報提供を行うこと。</p>
<p>その他</p>	<p>1 活動をする上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。個人の秘密、その他通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないようにすること。</p> <p>2 活動をする上で知り得た市の収容情報等をみだりに漏らさないこと。</p> <p>3 市が実施する指導及び調査等に協力すること。</p> <p>4 市の譲渡事業に誤解を招く又は支障をきたす行為は行わないこと。</p> <p>5 団体内や同様の活動をしている他団体・個人間での問題発生について未然防止に努めること。</p> <p>6 市民や譲受希望者等から質問等があった場合は、適切に説明を行い、トラブルのないよう努めること。</p> <p>7 譲渡時に販売と思われるような金銭を請求するなど、市から譲渡した動物を用いて収益活動と思われるような行為を行わないこと。</p>